

吸収分割に関する事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

2025 年 5 月 27 日

株式会社オートバックスセブン

オートバックス・プロパティデベロップメント株式会社

2025 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 社長 堀井 勇吾

東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号
オートバックス・プロパティデベロップメント株式会社
代表取締役社長 佐々木 勝

吸収分割に関わる事前開示事項

株式会社オートバックスセブン（以下「分割会社」といいます）とオートバックス・プロパティデベロップメント株式会社（以下「承継会社」といいます）とは、分割会社のオートバックス店舗及びガレージハウス等の不動産の販売・賃貸管理等を行う事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます）を行う旨の吸収分割契約（以下「本件契約」といいます）を、締結いたします。

本件分割を行うに際して、分割会社が会社法 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づき、また、承継会社が会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は以下の通りです。

記

1. 本件契約の内容に関する事項（会社法第 782 条第 1 項、同第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法第 183 条第 1 号、同第 192 条第 1 号）

承継会社は、分割会社の完全子会社であることから、本件分割に際して、承継会社から分割会社に対する株式その他の対価の交付を行わないこととしたものであり、相当であるものと判断しております。

3. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号及び第 5 号、同第 192 条第 4 号及び第 6 号）

【分割会社】

（1） 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の
会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

【承継会社】

- (1) 成立の日における貸借対照表の内容
別紙3のとおりです。
- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の
会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

- 4. 本件分割が効力を生ずる日以後における分割会社の債務及び承継会社の債務の履行の
見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号、同第192条第7号）

【分割会社】

本件分割後、分割会社の資産は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、
本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼ
すような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みが
あると判断しています。

【承継会社】

本件分割後、承継会社の資産は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、
本件分割後の収益見込みについても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼ
すような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本件分割後において、承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みが
あると判断しています。

以上

別紙 1

吸収分割契約書

株式会社株式会社オートボックスセブン（以下「甲」という）とオートボックス・プロパティデベロップメント株式会社（以下「乙」という）は甲を分割会社、乙を承継会社として、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、会社法が規定する吸収分割により、オートボックス店舗およびガレージハウス等の不動産の販売・賃貸管理等を行う事業（以下「本事業」という）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第 2 条（分割当事会社）

本分割の当事会社の商号及び住所は次のとおりである。

（1）吸収分割会社

商号：株式会社オートボックスセブン

住所：東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号

（2）吸収分割承継会社

商号：株式会社オートボックス・プロパティデベロップメント

住所：東京都江東区豊洲五丁目 6 番 52 号

第 3 条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「分割効力発生日」という）は、2025 年 7 月 1 日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議・合意のうえ、これを変更することができる。

第 4 条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、一切の対価を甲に交付しない。

第 5 条（資本金等）

本分割により乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第 6 条（承継する権利義務）

1. 乙が本分割により、甲から承継する資産、負債及び契約その他の権利義務（以下「分割承継権利義務等」という）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

2. 前項において甲から乙が承継する債務の一切につき、甲は併存的債務引受を行い、乙と連帯して履行の責に任ずるものとする。

第8条（事情変更）

本契約締結日後、分割効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲の財産又は経営状態に重大な変更が生じたときなどやむを得ない事由がある場合は、甲は、乙と協議・合意のうえ、本契約に定める条件を変更し、又は本分割を中止することができる。

第9条（競業避止義務）

甲は、本事業について会社法第21条に基づく競業避止義務を負わないものとする。

第10条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議のうえで決定する。

以上、本書の成立を証するため、甲及び乙は本書の電磁的記録を作成し、それぞれ電子署名を施すものとする。本書は、以下の日付に拘わらず、甲乙双方が電子署名を完了した時点で締結されたものとする。なお、甲及び乙は、各自その電磁的記録を保管するものとするが、本書は電磁的記録を原本とし、同電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。

甲：東京都江東区豊洲五丁目6番52号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 堀井 勇吾

乙：東京都江東区豊洲五丁目6番52号
オートバックス・プロパティデベロップメント株式会社
代表取締役 佐々木 勝

別紙

承継権利義務明細表

本分割により乙が甲より承継する資産、負債及び契約その他の権利義務は、分割効力発生日における本事業に係る以下の資産、債務及びその他の契約上の地位並びにこれらに付随する権利義務とする。ただし、4. に記載するものは承継権利義務から除外する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

本事業に属する現金及び預金、売掛金、商品、貯蔵品、前払費用、短期貸付金、未収入金等、その他一切の流動資産

(2) 固定資産

①有形固定資産

本事業に属する建物付属設備、構築物、工具器具及び備品等その他一切の有形固定資産

②無形固定資産

本事業に属する電話加入権等その他一切の無形固定資産

③投資その他の資産

本事業に属する長期前払費用、保証金、保険積立金当その他一切の投資その他の資産

(3) 流動負債

本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、預り金、賞与引当金等その他一切の流動負債（偶発債務、簿外債務及び潜在債務を含む）

(4) 固定負債

本事業に属する長期借入金等その他一切の固定負債（偶発債務、簿外債務及び潜在債務を含む）

2. 承継するその他の権利義務等

(1) 雇用契約

従業員との間の雇用契約は承継しない。

(2) その他の契約

本事業に関する売買契約、業務委託契約、賃貸借契約及びリース契約その他本事業に関する一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

3. 許認可等

法令上可能な本事業に属する届出、登録、許認可又は免許等

4. 除外する権利義務

別途甲乙が除外することを合意する資産、契約上の権利義務、契約上の地位の移転が契約上禁止され、効力発生日までに地位の移転につき承諾が得られなかった、ソフトウェアライセンス、商標等その他の契約上の権利義務

別紙2

(単位：百万円)

科目		金額
資産の部	流動資産	73,855
	固定資産	102,140
	有形固定資産	37,798
	無形固定資産	4,845
	投資その他の資産	59,496
	資産合計	175,995
負債及び純資産の部	流動負債	31,689
	固定負債	31,863
	負債合計	63,552
	株主資本	110,710
	資本金	33,998
	資本剰余金	34,278
	資本準備金	34,278
	利益剰余金	48,493
	利益準備金	1,296
	その他利益準備金 (うち当期純利益)	47,196 (6,548)
	自己株式	△6,060
	評価・換算差額等	1,732
	その他有価証券評価差額金	1,732
	純資産合計	112,443
	負債・純資産合計	175,995

別紙 3

(百万円)

科目		金額
資産の部	流動資産	
	現金預金	1 0 0
	流動資産合計	1 0 0
負債及び純資産の部	流動負債	0
	固定負債	0
	負債合計	0
	株主資本	
	資本金	1 0 0
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	0
	評価・換算差額等	0
	新株予約権	0
	純資産合計	1 0 0
	負債・純資産合計	1 0 0